

令和 8 年度明るい選挙啓発動画作品コンテスト募集要綱

1 趣旨

選挙啓発動画の制作を通して、制作者自身の政治や選挙に対する理解を深めるとともに、制作された動画作品を活用して選挙啓発活動を行うことで、より多くの若者が政治や選挙について考えるきっかけとなることを目的とし、動画作品を募集します。

2 主催

宮崎県選挙管理委員会

3 募集期間

令和 8 年 6 月上旬から 9 月 30 日（水）まで（最終日の消印有効）

4 応募資格

宮崎県内に在住又は通学している高校生以上の個人又はグループ

※プロ・アマ問わず応募可能 ※2 作品まで応募可能

5 募集作品

（1）テーマ

「Take Action! その 1 票が社会を動かす！」

（2）時間

15 秒～30 秒程度

（3）規格

①実写、CG、アニメ、静止画編集等は問いません。

②動画ファイルの形式は、MOV、MPEG1・2・4、MP4、AVI、WMV とします。

③画面解像度は、1280×720 ピクセル以上（ハイビジョン画質以上）とします。

④画面横縦比は、16:9（横向き）とします。

6 応募方法

下記から応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下のいずれかの方法で提出してください。

（1）郵送又は持参

作品データを CD-R 又は DVD-R に保存の上、応募用紙を添えて、郵送又は持参してください。ディスクの表面には、「グループ名（個人の場合は氏名）、作品名、動画時間」を明記してください。

なお、提出された CD-R 又は DVD-R は返却しませんので御了承ください。

（2）電子メール

作品データに応募用紙を添えて、電子メールにより送信してください。

受信確認のため、送信後に電話連絡をお願いします。

なお、ファイルサイズ等の理由により受信が確認できない場合は、電子メールで動画ファイルのアップロード方法を御案内します。

【応募用紙】

ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/senkyo/kense/senkyo/20260511174846.html>



【応募先】

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県選挙管理委員会（県庁本館1階北側・市町村課内）

電話：0985-26-7024

E-mail：miyazaki-senkyo@pref.miyazaki.lg.jp

※ 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください。

7 審査・結果発表

（1）審査

審査会において審査を行った上で、以下のとおり選定します。

最優秀賞 1作品（賞品 Amazon ギフト券5万円相当）

優秀賞 2作品（賞品 Amazon ギフト券2万円相当）

奨励賞 1作品（賞品 Amazon ギフト券1万円相当）

（2）選定基準

おおむね次の項目において評価を行います。

①選挙や政治参加などの意識向上に資する内容か。

②広く理解しやすい内容か。

③若者の関心を引く内容か。

④独自性のある内容か。

（3）結果発表

令和8年10月頃に予定している審査会後、入賞者に結果をお知らせします。入賞作品は、選挙啓発を目的として、各種メディアにおいて活用します。

令和9年2月頃に表彰式を行う予定です。

8 留意事項

（1）以下の作品は審査対象外とします。

①公職選挙法等の法令に抵触するもの

②公序良俗に反するもの

③商行為、営利活動を主目的とするもの

④政治・宗教・個人的な思想信条等について、特定の主義主張をするもの

⑤第三者を誹謗、中傷、批判、差別し、人権を侵害する又はそのおそれがあるもの

⑥個人情報及びプライバシーを侵害する、又はそのおそれがあるもの

⑦その他テーマにふさわしくない表現が含まれているもの

（2）応募作品の内容は、特定の候補者、政党等を連想させる内容は避け、併せて政治的中立性に配慮してください。また、人物が出演する場合は、公職の候補者や政党等の関係者でない者としてください。

（3）応募作品に関する全ての著作物が、制作者又はその関係者以外の第三者の権利を侵害していないものとしてください。特に、作品の一部に生成AIを使用する場合は、利用するAIサービスの利用規約を遵守するとともに、生成された画像や音声等が既存の著作物と類似していないか。第三者の著作権や肖像権、商標権等を侵害していないか、応募者の責任において十分に確認してください。

また、生成AIを使用した場合は、応募用紙の記入箇所にて申告してください。

- (4) 応募作品の権利が複数にわたる場合は、代表者にその権利が帰属する又は代表者が権利処理を行えるものとしてください。
- (5) 既成のキャラクターやシナリオ、音楽などを使用する場合は、応募者の責任であらかじめ著作権を有する原作者や作曲家などの使用承諾を得てください。
- (6) 著作権フリー素材を使用する場合は、各素材の使用規約に従ってください。
- (7) 万一、第三者から権利侵害や損害賠償を主張された場合、主催者は一切責任を負いません。
- (8) 応募作品の著作権は、原則として応募者に帰属します。ただし、主催者及び主催者が認める者は、選挙啓発を目的として、応募作品を永続的に無償で使用し、及び応募作品を再編集して使用できるものとします（応募作品を受け付けした時点で、翻案権・複製権・上映権・送信可能化権・公衆送信権の行使などを許諾したものとします。）。
- (9) 上記（8）の条件は、応募作品の著作権やパブリシティー権（放映権や出版権など）、二次著作権（翻案権）が第三者に移転した場合にも継承されることとします。このため、応募者は応募作品を第三者に有償・無償の別を問わず譲渡し、又は貸与する場合には、応募者の責任において第三者との間でこの旨の事項を盛り込んだ契約を締結してください。
- (10) 過去に他のコンテストに応募した作品も応募可能ですが、受賞・入賞した作品や営利目的で既に商品化、販売されている作品は応募できません。
- (11) 宮崎県から有償委託されている場合や補助金を受けて制作した作品は応募できません。
- (12) 応募された応募作品及び応募用紙は返却できません。また、作品の制作や応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

9 その他

- (1) 応募の際提出された個人情報、本事業の実施・運営のために利用するほか、主催者に関係する各種情報提供の目的にのみ利用します。
- (2) 本要綱に記載されていない事項については、主催者が決定・実施します。